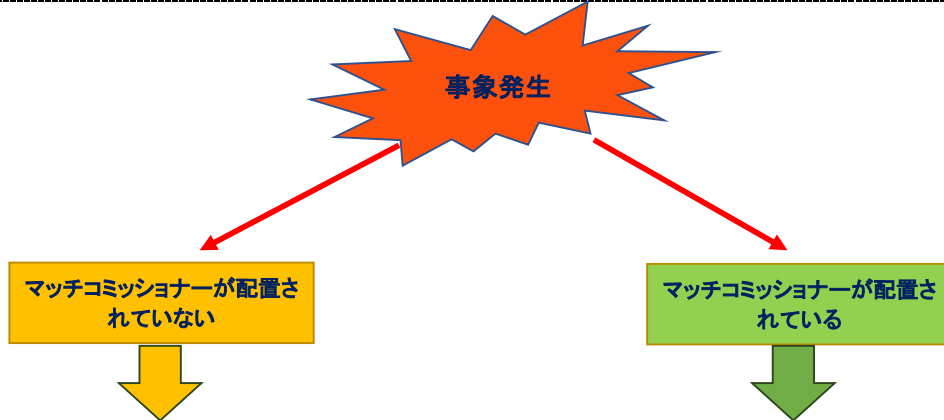


ゲーム会場における緊急事象対応の流れ

(一社)熊本県サッカー協会
規律・フェアプレー委員会

大前提	◎ 「①マッチコミッショナー等対応事例集」が周知されている
	◎ 「②マッチコミッショナー等緊急報告書作成上の注意」が周知されている
	◎ 「③緊急報告書枠」が会場に準備されている



会場責任者（運営担当者）の動き	マッチコミッショナーの動き
◎ ゲーム終了後当事者の事情聴取を行うことをチームに伝える（監督等の同席は可）	◎ 会場責任者（運営担当者）にゲーム終了後当事者の事情聴取を行うことをチームに伝えてもらう（監督等の同席は可）
◎ 審判に対し、事象発生時の状況を確認する	◎ 審判に対し、事象発生時の状況を確認する
会場責任者（運営担当者）は、事情聴取を行う静かな場所を準備する	
◎ 「②マッチコミッショナー等緊急報告書作成上の注意」を参考に事情聴取を行う（審判は参加しない）	◎ 「②マッチコミッショナー等緊急報告書作成上の注意」を参考に事情聴取を行う（審判は参加しない）
◎ いつ・どこで・誰が・何を・どうした・主審の処置・（聴取者のコメント）・事情聴取の結果などを意識し聞き取りを行ない、「③緊急報告書枠」に記入する（手書可）	
◎ 会場責任者（運営担当者）が「③緊急報告書」および「審判報告書（重要事項を含む）」を写メし、 規律・フェアプレー委員長に対し速やかに送付 する	

【重要】緊急報告書は、会場のMCまたは、会場責任者（運営担当者）が当日中に規律・フェアプレー委員長あてに提出すべき書類である

- ・ MWO（マッチウエルフェアオフィサー）には、事情聴取を行う権限はない
会場責任者（運営担当者）または、MCが責任をもって、事情聴取を行ない
緊急報告書・審判報告書（重要事項を含む）の送付を行なう
- ・ 規律・フェアプレー委員長は、送付された緊急報告書・審判報告書（重要事項を含む）により、懲罰を決定する
- ・ 6ヶ月以上等の重罰となる場合は、県規律・フェアプレー委員会を開催し、日本サッカー協会に報告する